

# 庁議付議事案 審議要旨（記録）（平成30年4月24日開催）

付議事案名：国立市交通安全計画庁内検討会の設置について

提案課 都市整備部 道路交通課

## 議事要旨公開・時限非公開の別

①  決裁後公開します

(※②をチェックした場合、その理由)

②  (庁議で集約) 後公開します

### 1. 付議事案の概要

#### 1. 付議目的（理由）

効果的で合理的な交通安全施策を計画的に実施するため、分析や調査を行った上で、交通安全施設の整備方針や、交通安全啓蒙活動方針、交通安全推進体制の構築などについて定める「国立市交通安全計画」を平成30年度から2ヵ年かけて策定する。そこで、計画の方針や骨子案等を検討するため、関係部署による庁内検討会の設置について同意を得るために付議するものである。

#### 2. 経過及び現状（主なもの）

平成29年の市内交通事故発生件数、交通事故死者数はともに前年を上回り、特に自転車、高齢者による事故が増加傾向にある。多摩26市のうち、19市が交通安全計画を策定し、加えて3市がそれに類する計画を策定しており、当市においても計画策定の必要性が高まっている。

#### 3. 具体的な措置

庁議付議後、関係部署による庁内検討会を設置し、計画方針を策定する。その後支援業務委託を発注し、今年度中に計画の骨子を策定する。平成31年度に交通安全対策審議会に案を諮問し、市民説明会等を経て計画を策定する。

### 2. 集約

原案の内容で確認し、事務を行っていく。

### 3. 主な意見・質疑・確認事項等

#### 【意見】

- ・庁内検討会には地域包括ケア担当課長も参加すべき。
- ・道路交通課長は運営側ではなく、庁内検討会の委員として参加を検討してはどうか。